

令和8年度熊本県イベント等開催事業費補助金（大型コンサート等開催事業）  
交付要領

（趣旨）

第1条 知事は、熊本県における大型コンサート等の開催を促進するため、大型コンサート等の主催者に対し、予算の範囲内において熊本県イベント等開催事業費補助金（大型コンサート等開催事業）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）、熊本県イベント等開催事業費補助金交付要項（以下、「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）熊本県内で開催される次のイベントであること。ただし、国、県及び市町村が主体となったもの（実行委員会等の構成員として実施するものを含む。）は除く。
  - ・コンサート
  - ・コンサートを伴うファッションイベント
- （2）5,000人以上の集客が見込まれるものであること。
- （3）県外からの集客が見込まれるものであること。
- （4）国又は県の他の補助事業の対象となっていないこと。

（補助事業者）

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- （1）団体の定款、規約、会則等を有すること。
- （2）事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- （3）宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- （4）特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- （5）暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、別表に定めるところによる。ただし、熊本県内で消費されたものに限る。

- 2 補助事業が令和8年（2026年）4月1日以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、申請書に記載する事業との同一性が事業計画書等によって確認が可能で、適正と認められる場合には、補助対象経費とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は前条の補助対象経費の1/5以内とする。ただし、その金額が100万円を超えるときは、100万円とする。

2 前項に基づき算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 交付要項第3条第2項に規定する添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第1号様式)
- (2) 収支予算書(別記第2号様式)
- (3) 団体概要(別記第3号様式)
- (4) その他参考となる資料

(事業の補助金交付決定前着手)

第7条 補助事業者は、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前着手承認申請書(別記第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 交付要項第5条第2項に規定する変更申請書に添付すべき事業変更計画書は、第6条第1号に規定する書類(変更後のもの)及び変更収支予算書(別記第5号様式)とする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 規則第5条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、承認申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 要項第7条第2項に規定する添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支精算書(別記第7号様式)
- (2) 来場者数がわかる書類(チケット販売数等)
- (3) 県外来場者数の推計値を示した書類(サンプル調査等の結果等)
- (4) 補助対象経費の支出を証する書類(領収書等の写し)
- (5) その他参考となる資料

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過し

た日又は令和9年（2027年）2月26日のいずれか早い日とする。

（雑 則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

【別表】

補助対象経費

経費項目	説明
会場・施設・バス借り上げ等の使用・賃借料	会場使用料、会場付帯設備使用料、会議室使用料、事業に必要な物品や資材等を運搬する場合のタクシー、バス等の車両の借り上げ料
会場設営・撤去費	コンサート会場の設営や撤去に要する経費
警備費	会場及び会場周辺の警備費
県内交通費、運搬費	県内移動に係る交通費や用具等の運搬費
ポスター等印刷費	チラシ、ポスター、プログラム等の印刷費、複写費、製本費等
広告宣伝費	・新聞、雑誌、駅貼り、立て看板費 ・ラジオ、テレビ等のスポット広告に係る経費
関係者宿泊費	コンサートスタッフ等関係者の宿泊費